

磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部 第21回本部会議

日時：令和3年2月5日（金）政策会議終了後
場所：大会議室

次 第

1 開 会

2 各作業部会からの報告

- ・危機管理部会
- ・保健医療対策部会
- ・企画調整部会

3 その他

4 閉 会

危機管理部会報告

1. 緊急事態宣言について

- ・地域と期間

- ・基本的対処方針の内容

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正について

- ・「まん延防止等重点措置」の創設

- ・事業者支援等

- ・「新型インフルエンザ等対策推進会議」の設置

緊急事態宣言の延長について

対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

※1月13日に対象地域に加わった栃木県は、2月7日で解除

期間：令和3年3月7日まで延長

※状況が改善した地域は前倒しで解除

基本的対処方針の主な変更点

1 まん延防止

- ・不要不急の外出・移動の自粛の協力要請に「日中も含め」を明記
- ・都道府県間、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう促す

2 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県の取組

- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛の協力要請
- ・次の点を地域の感染状況を踏まえながら段階的に緩和する。
(①午後8時までの飲食店の営業時間。②出勤者数7割削減、③不要不急の外出、④イベントの開催制限)

3 その他

- ・自宅療養者への血液中の酸素飽和度計測器（パルスオキシメーター）貸与を促進
- ・医療機能に応じた役割を明確化し、病床の確保を進める

これまでの緊急事態宣言における対象地域の推移

令和 2 年 4 月 7 日

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県(7 都府県)に緊急事態宣言

令和 2 年 4 月 16 日

非常事態宣言を全国対象に拡大。

7 都府県に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の 6 道府県を加えた 13 の都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけ。

令和 2 年 5 月 14 日

北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県の 8 都道府県を除く、39 県で緊急事態宣言を解除。

令和 2 年 5 月 21 日

大阪府・京都府・兵庫県の 3 府県の緊急事態宣言を解除。緊急事態宣言は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・北海道の 5 都道県で継続。

令和 2 年 5 月 25 日

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・北海道の 5 都道県の緊急事態宣言を解除。

令和 3 年 1 月 7 日

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の 4 都県に緊急事態宣言

令和 3 年 1 月 13 日

栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県の 7 府県を対象地域に拡大

令和 3 年 2 月 7 日

栃木県の緊急事態宣言を解除

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

1. 「まん延防止等重点措置」の創設

- ・特定の地域において、国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- ・ステージ3相当で適用
- ・当該措置の区域に係る都道府県知事は、営業時間の変更等の措置を要請、または命令することができる。
- ・営業時間短縮命令違反・・・20万円以下の過料

2. 事業者支援等

- ・国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
- ・国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3. 「新型インフルエンザ等対策推進会議」の設置

- ・新型インフルエンザ等対策有識者会議を、「新型インフルエンザ等対策推進会議」として措置法上に位置付ける。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定する。
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
 - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
 - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。
- ④ 入院勧告・措置の見直し
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
 - 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に罰則を科することとする。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に罰則を科することとする。
- ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかつたときは勧告、公表できることを規定する。

施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(ただし、⑥は令和3年4月1日)

新型コロナウイルス感染症

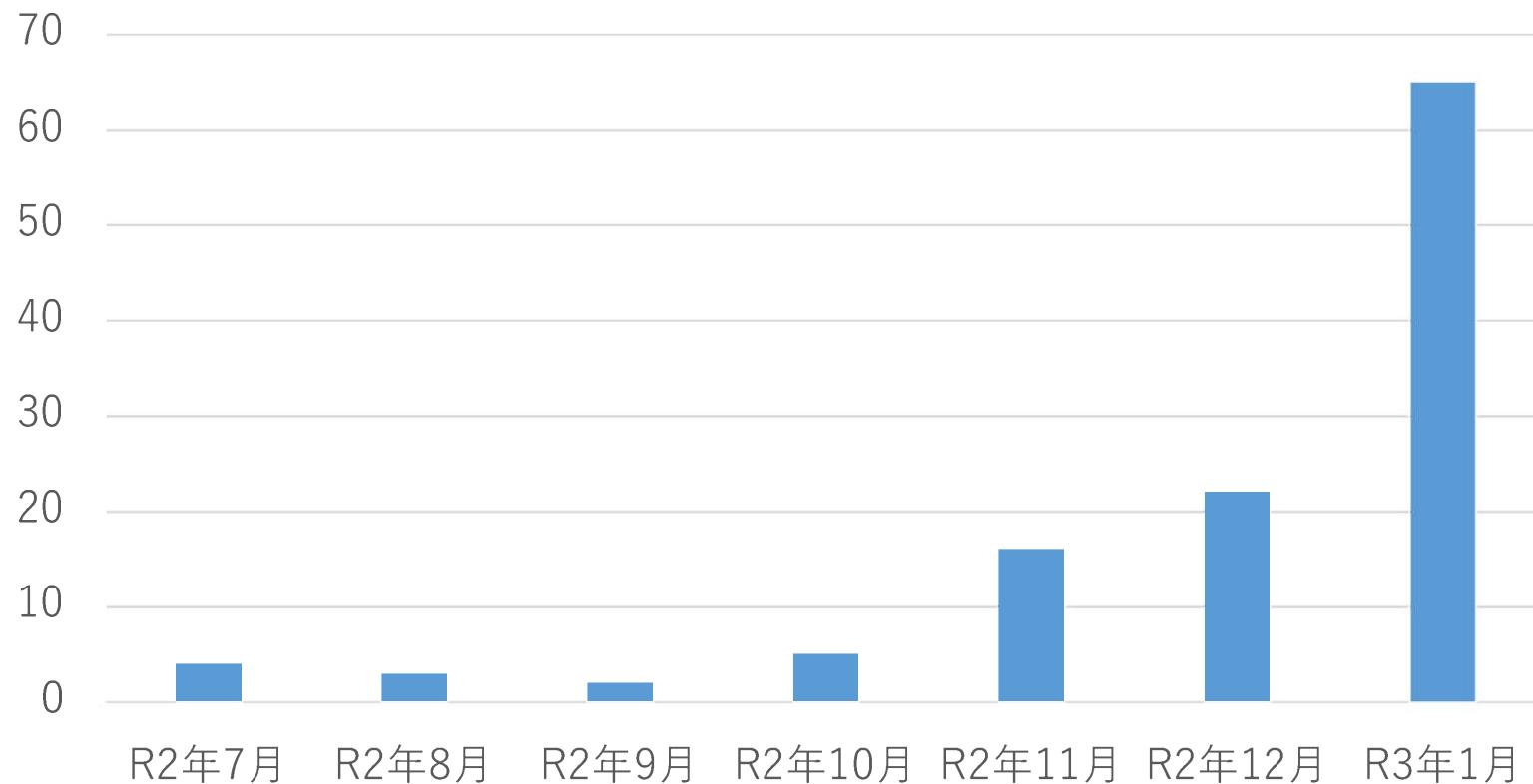
市内陽性者の分析
(1月31日までに公表された117人分)

磐田市

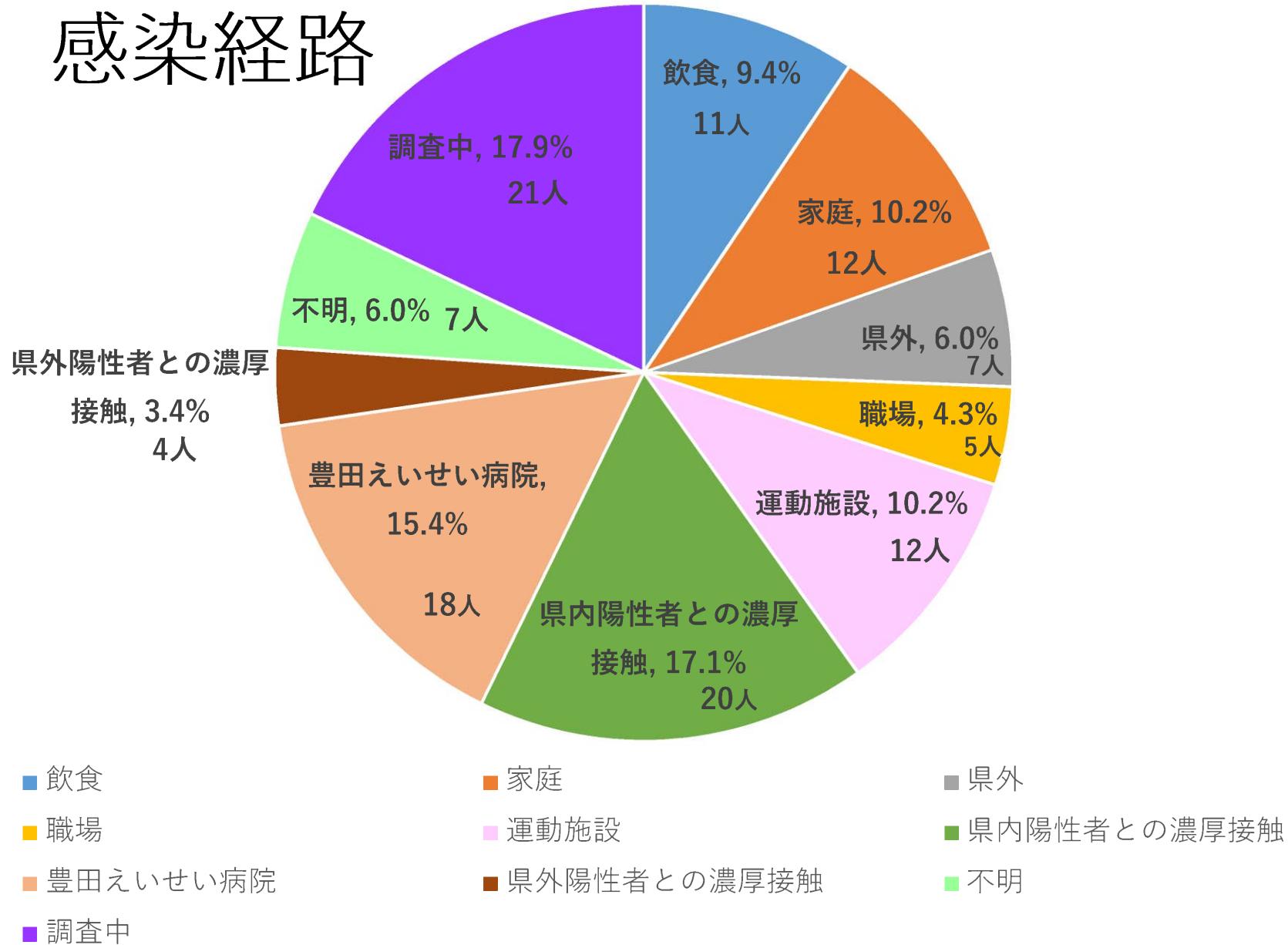
月別陽性者数

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3. 1月
人数	4人	3人	2人	5人	16人	22人	65人

月別感染者

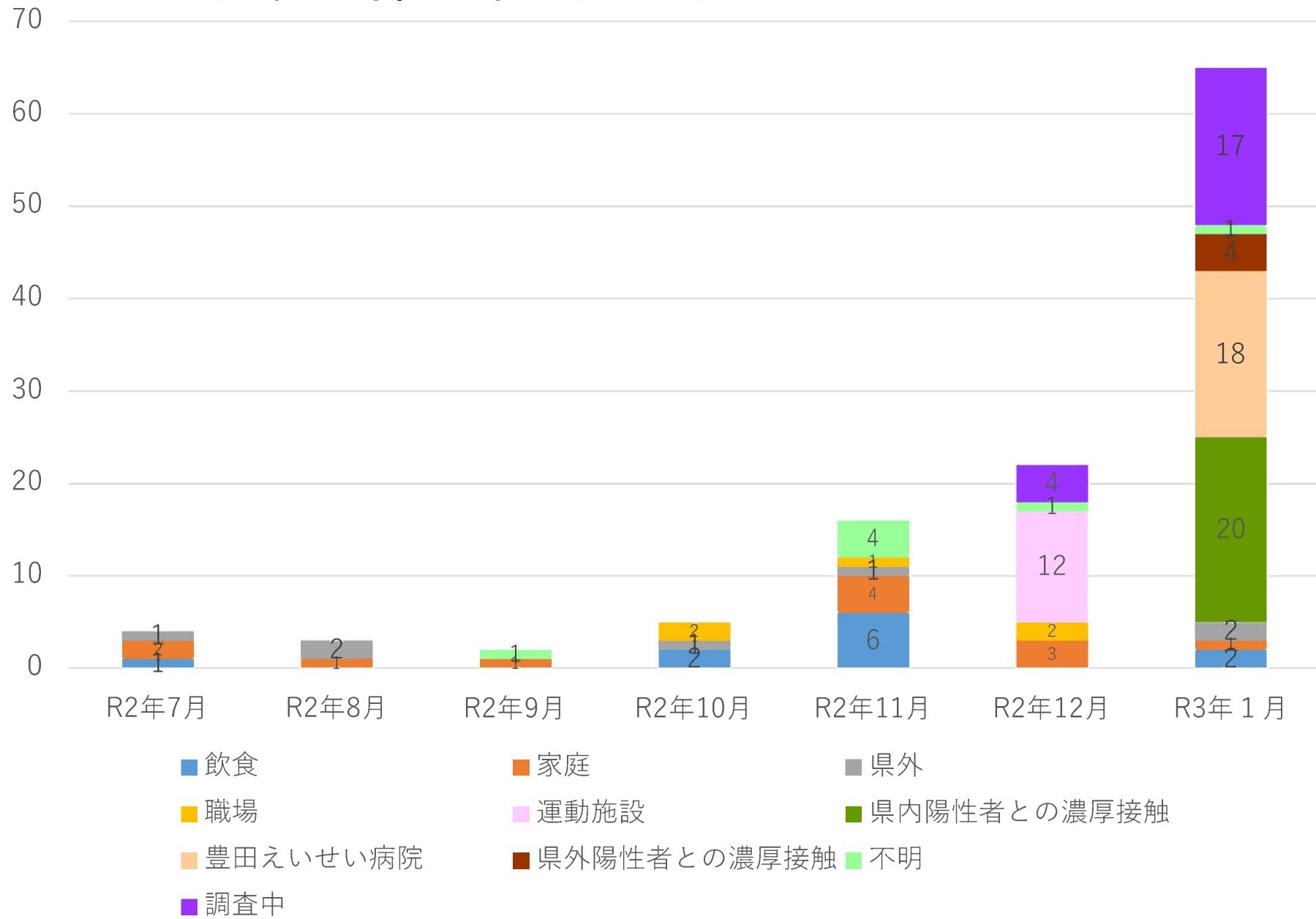


感染経路



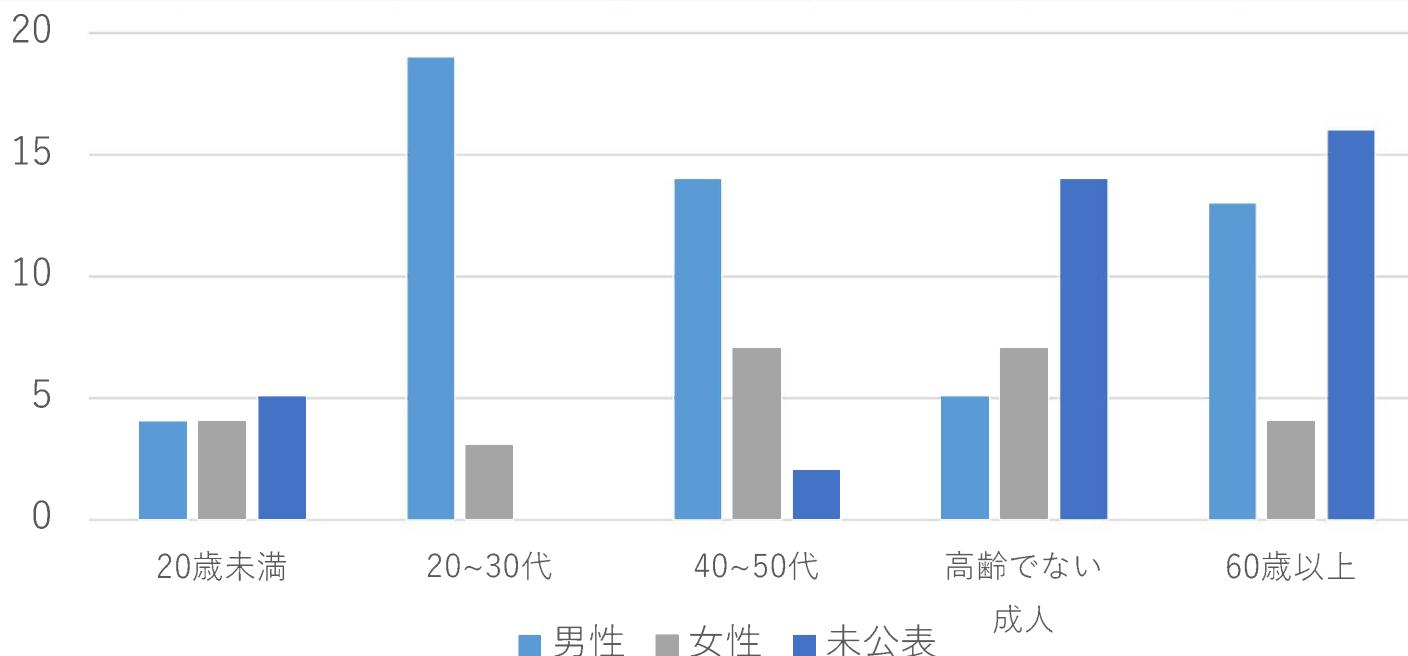
1月に入り帰省や交流による感染が増加。病院でのクラスターが発生。

感染経路別陽性者数

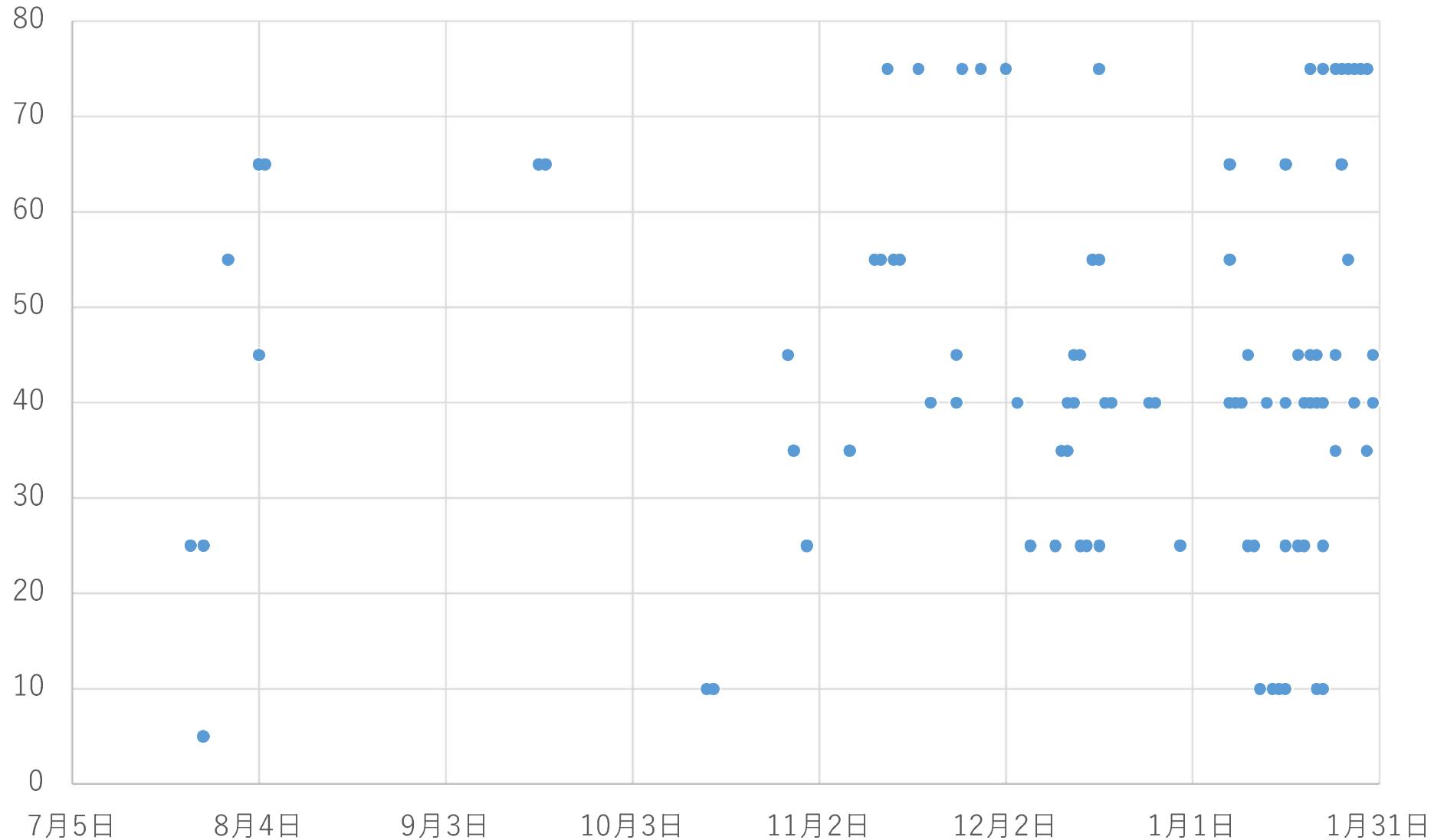


陽性者の性別・年齢状況

性別 年齢	20歳未満	20~30代	40~50代	高齢でない 成人	60歳以上	合計
男性	4人	19人	14人	5人	13人	55人
	3.4%	16.2%	12.0%	4.3%	11.1%	
女性	4人	3人	7人	7人	4人	25人
	3.4%	2.6%	6.0%	6.0%	3.4%	
未公表	5人	0人	2人	14人	16人	37人
	4.3%	0.0%	1.7%	12.0%	13.7%	
合計	13人	22人	23人	26人	33人	117人
	11.1%	18.8%	19.6%	22.2%	28.2%	



陽性者の年齢分布



未成年者：10 20代：25 30代：35 40代：45 50代：55 60代：65
高齢者：75 高齢でない成人：40 で表示